

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、透明性、公正性、効率性を高い次元で確保し、企業価値の最大化を図れるように企業統治を行うこととあります。すなわち、株主を始めとする利害関係者の皆様に対して、投資判断に有用な情報を積極的に提供すること等により、会社経営に参加しやすい環境を整えることが最も重要と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
浅山忠彦	2,149,770	17.63
浅山雄彦	1,111,930	9.12
浅山麻衣子	391,500	3.21
浅山麻里奈	386,000	3.16
宝ホールディングス株式会社	282,700	2.31
アムスライフサイエンス取引先持株会	193,200	1.58
福地千佳	130,120	1.06
株式会社静岡銀行	124,900	1.02
木内建設株式会社	70,200	0.57
株式会社みずほ銀行	65,000	0.53

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 8 月

業種 食料品

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 6 名

社外取締役の選任状況 選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 3 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査室は、業務に関連した事項がある場合には、相互に、ヒアリングを行うなど、効果的・効率的な監査を実施しています。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
海野浩	他の会社の出身者													○
齋藤安彦	弁護士													○
加藤将和	弁護士													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
海野浩	○	海野浩氏は、当社株式3,100株を所有しております。「有価証券上場規程に関する取扱い要領」に定める独立性の判断基準に該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないため、その独立性は十分に確保されていると判断し独立役員として指定しております。	平成15年11月より当社監査役を務め、その豊富なキャリアと事業法人で培われた経営管理能力により、当社の適切な監査をして頂くため
齋藤安彦		――	弁護士として、法令順守及びコーポレートガバナンスに対する指導など、当社の適正な経営を確保するため
加藤将和		――	弁護士として法律に精通しており、その高い見識を有することから、法令順守及びコーポレートガバナンスに対する指導など、当社の適切な監査をして頂くため

【独立役員関係】

独立役員の人数 1 名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役に限らず社員全員に対して、モチベーションを向上させ、愛社精神を会社業績UPにつなげるため、平成25年12月12日にストックオプションを付与いたしました。平成27年12月11日に行使権利期間が終了しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

上記と同様に、モチベーションを向上させ、愛社精神を会社業績UPにつなげるため、ストックオプションを付与いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

会社法、金融商品取引法などに準拠し、開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

事務局を社長室に置き、社外監査役の関連業務資料の収集、整理などの事務負担を軽減しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しております。なお、当社の取締役会は、業務執行に関する意思決定機関として、平成28年12月5日現在、取締役6名(全て社内取締役)で構成されております。また、取締役会の職務執行を監視する機関として、監査役会が監査役3名(全て社外監査役)で構成されており、うち1名が常勤であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときは、臨時取締役会をその都度開催しております。また、全グループ会社取締役出席の経営連絡会議(グループ総会)を、月1回開催しており、連結経営重視の意思決定を迅速にできる体制を構築しております。その他の事項についても、担当取締役出席の定例会議を行い、タイムリーな情報収集に努めております。

社外取締役について

コーポレートガバナンスを強化するための社外取締役の導入の有効性について認識しており、現在も社外取締役候補者の選定を行っているところであります。

選任する社外取締役候補者については、経営者からの独立性を確保する一方、迅速に適切な意思決定を行うためには、基幹事業である健康食品業界における事業遂行に必要な識見を有している方であることを要件としておりますが、現在のところ適任者の選定に至っておりません。また、適任者を探す一方で監査等委員会設置会社への移行の是非を検討してまいりましたが、やはり人材確保の面で不安要素もあり、現時点では移行を見合わせております。

当社といたしましては、要件に満たない社外取締役を選任した場合には、無用なコスト増を招くほか、当社のコーポレートガバナンス体制に悪影響を及ぼしかねないことから、現時点では社外取締役を置くことは相当でないと判断しております。

なお、今後につきましては、現行の監査役会設置会社体制を継続し、今まで以上に社外監査役からの経営判断の妥当性及び適法性に関する意見を十分に尊重しながら経営する一方、引き続き当社の社外取締役として適切な人材の確保に向け、検討を重ねてまいります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

決算期を3月ではなく8月にしており、多くの株主の皆様は株主総会の出席をして頂くため、総会終了後に昼食を交えた懇談会、工場見学を開催しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

本決算(8月)、中間決算(2月)の発表時に、アナリスト協会の会場にて、説明会を開催しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

説明会で使用した資料を掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

社長室で対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

適時開示資料を含め、ホームページなどを通じて積極的に情報開示をしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システムの基本方針を次のとおり決定し、内部統制システムの整備を図っております。

(イ) 当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

社長は、当社グループの基本理念・行動指針に基づき、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観の浸透を当社及び子会社の役員・従業員に率先垂範して行い、必要な教育を実施させる。

企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対して一切の関係を遮断し、不当な要求には断固として拒否する。

内部監査室は、当社グループ全体のコンプライアンスの状況を監査し、定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを整備する。

財務報告の信頼性・適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図る。

(ロ) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社長は、当社及び子会社の取締役の職務遂行に係る文書その他の情報について、文書管理規程を整備させ、当該規程に従って適切に保存及び管理させ、法務担当者が社長を補佐し、保管などについて指導を行う。当社及び子会社の取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存しかつ管理または、閲覧できるものとする。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社長は、リスク管理を徹底するために、当社グループの各部に必要な諸規程、教育・訓練制度、通報制度等の検討・整備を行わせ、必要に応じて所要の損害保険を付保すること等によりリスクを極小化させる。

(ニ) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社長は、職務分掌規程に関連する規程に基づき、各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備し、必要に応じてこれらを見直す。また、定例のグループ会社合同の取締役会その他、全グループ会社取締役出席の定例経営連絡会議(グループ総会)においても月次業績のレビューと業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関して、議論し具体策を機動的に立案、実行する。

(ホ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

社長は、当社にグループ各社全体の内部統制に関し、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・養成の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告する。

(ヘ) 当社及び子会社の監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の当社及び子会社の取締役からの独立性に関する事項

当社及び子会社の監査役は、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、当社及び子会社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、監査室の長等の指揮命令を受けないものとする。

(ト) 当社及び子会社の取締役または使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役会への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。また、監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び従業員に周知徹底する。

(チ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに当社及び子会社の監査役に報告する。また、当社及び子会社の監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、従業員にその説明を求めることとする。

当社は、監査役がその職務の執行について、独自の外部専門家(弁護士、会計士等)を活用するための費用の支出を求めた場合は、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとし、政府指針である「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むものとする。

Vその他

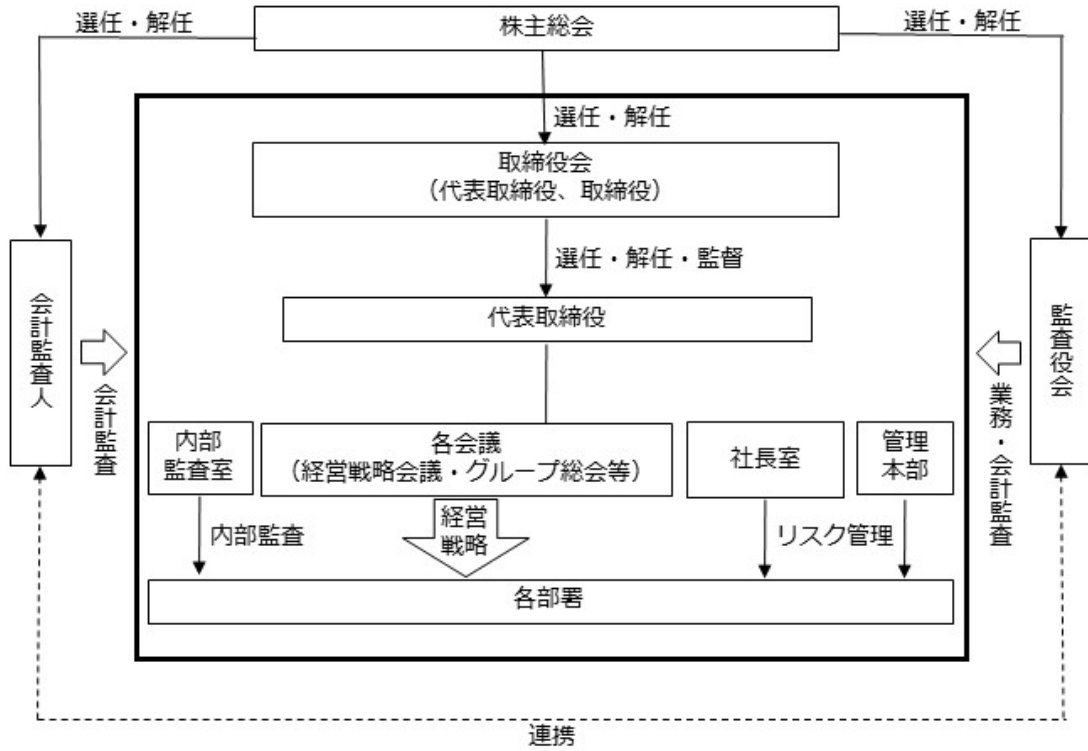
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の概要図



適時開示体制の概要図

